

相続手続依頼書の記入方法

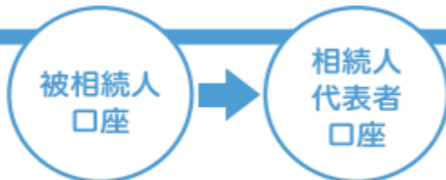
【訂正の際の記入方法】

東京都〇〇区〇〇 1-2-34
 〇〇期 〇〇平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

※訂正される場合は訂正箇所にも二重線を引き、実印をご捺印ください。
 なお、修正液での訂正は承れません。

① 代表相続

相続人代表者がお一人で楽天証券の相続財産をお受取になる場合



相続資産に株式や投資信託など、金融商品が含まれる場合は
 にチェックを入れてください。

【相続手続依頼書記入見本】

おもて面

相続手続依頼書

兼 特定口座死亡届出書 兼 非課税口座開設者死亡届出書
 兼 相続上場株式等移管依頼書 兼 未成年者口座開設者死亡届出書

ご記入日 年 月 日

No. _____

〒1*** - ****
 東京都〇〇区
 〇〇〇〇1-2-3

楽天 花子 様

楽天証券株式会社 御中

私(ども)は、貴社に事柄中の下記被相続人の財産を相続いたしましたので、相続人から承認を得た相続人代表者を定め、被相続人の財産処理等、一切の権利を相続人代表者に委任いたします。また、貴社との取引において信用取引等で債務を負担しているものについては、その債務を承認いたします。なお、今後私(ども)以外の者が、この財産及び債務につき権利を主張し、そのための貴社に対し、万一ご損害を及ぼされるようなことがあった場合は、私(ども)が連帯して引受け、貴社に及ぼさるご迷惑をおかけいたしません。

住所	〒1*** - **** 東京都〇〇区 〇〇〇〇1-2-3	郵便・お客様コード	7***-****
お名前	楽天 花子	続柄	配偶者
ご住所	〒0*** - **** 北海道〇〇市〇〇〇〇7-8-9	続柄	長男
死亡時における住所	上記ご住所と異なる場合はご記入ください。	続柄	長女
生年月日	戸籍謄本の生年月日と同じ	続柄	
死亡年月日	戸籍謄本の死亡年月日と同じ	続柄	

相続人代表者の情報
 お名前 楽天 花子 郵便・お客様コード 7***-**** 実印
 ご住所 〒1*** - **** 東京都〇〇区〇〇〇〇1-2-3 続柄 配偶者

相続人以外の情報
 お名前 楽天 一男 郵便・お客様コード 7***-**** 実印
 ご住所 〒0*** - **** 大阪市〇〇区〇〇〇〇2-3-4 続柄 長男
 お名前 株式 一美 郵便・お客様コード 7***-**** 実印
 ご住所 〒2*** - **** 横浜市〇〇区〇〇〇〇2-2-2 続柄 長女
 お名前 - 郵便・お客様コード - 続柄 -
 お名前 - 郵便・お客様コード - 続柄 -

Rakuten 楽天証券

受付日 押印 責任者 相続財産目録37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けている資産

被相続人の財産を相続するにあたり、以下の手続きにより相続人代表者へ財産及び債務の継承を行います。(該当する項目にチェックのうえ、必要事項を記載してください)

私は相続人代表者として、被相続人の特高証明書に記載されている相続上場株式等、特高等の一切を貴社の私名義の口座にて継承します。

私は相続人代表者として、貴社に口座を開設しないため、被相続人の特高証明書に記載されている預り金残高について、以下に指定する金融機関口座への振込を依頼します。

金融機関名	本店名	口座番号	普通預金 (口座番号は右詰めで記入)
金融機関コード	支店コード	口座名義 (フリガナ)	

資産情報(1/1)

種別	銘柄	数量	摘要
国内株	〇〇建設	10,000	特定
国内株	〇〇製薬	6,000	特定
国内株	△△銀行	1,000	特定
国内株	◎◎投資信託	1,000,000	特定
預り金	円	2,000,000	-
	以上		

相続資産がお預り金のみの場合には、
 にチェックを入れ、相続人代表者の以下の情報をご記入ください。

- 金融機関名
- 金融機関コード
- 本店名
- 支店コード
- 口座番号
- 口座名義 (フリガナ)

資産情報をご確認ください。

- ・ 資産情報 (1/1) おもて面のみ表示
- ・ 資産情報 (1/2) おもて面と裏面の片側にも表示
- ・ 資産情報 (1/3) おもて面と裏面の両側にも表示

「ご記入日」をご記入ください。

印字内容を
ご確認ください。

⚠ 相続人代表者の情報を
自筆でご記入のうえ、
実印をご捺印ください。

- ・ お名前
- ・ ご住所
- ・ 続柄

⚠ 相続人代表者以外の情報を
それぞれが自筆で
ご記入のうえ、実印を
ご捺印ください。

- ・ お名前
- ・ ご住所
- ・ 続柄
- ・ 部店お客様コード

【重要事項】
 ※ 相続財産目録37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けている特定口座開設者が死亡し、当該特定口座につきその相続が開始された場合は、相続財産目録37条の11の3第1項の規定により、この旨を知らせます。
 ※ 相続財産目録37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けている非課税口座開設者が死亡した場合は、相続財産目録37条の11の3第1項の規定により、この旨を知らせます。
 ※ 相続財産目録37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けている未成年者口座開設者が死亡した場合は、相続財産目録37条の11の3第1項の規定により、この旨を知らせます。